

社会福祉法人養徳会 役員等の報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養徳会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに顧問及び相談役の報酬及び交通費等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給するものとする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給するものとする。ただし、第3条による報酬及び交通費は支給しない。

(退職慰労金)

第5条 理事長が辞任退任した時は、退職慰労金を別表3のとおり支給する。ただし、法人の職員である理事長については、就業規則等の規程に基づく退職金を支給するため、これには該当しない。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支給するものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給するものとする。

(顧問及び相談役の報酬)

第8条 顧問及び相談役の報酬は、別表5により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第9条 第6条及び第8条に定める理事長並びに顧問及び相談役の報酬は、毎月10日に支給する。理事長の賞与は7月10日及び12月10日に支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員が兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、この支給基準を適用しない。

(改正)

第11条 この支給基準を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この支給基準は平成29年4月1日より施行する。

令和3年6月29日 理事長報酬月額改定 旧:100,000円 新:150,000円

令和4年4月1日 第5条（退職慰労金）を追加 以下 条番繰り下げ

令和5年6月29日 第1条に「顧問及び相談役」を追加

第8条（顧問及び相談役の報酬）を追加 以下 条番繰り下げ

第9条に「顧問及び相談役」を追加 賞与については理事長に限定

理事長報酬月額改定 旧:150,000円 新:200,000円

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	日額 20,000円	下表のとおり
評議員会出席報酬等	日額 20,000円	下表のとおり

別表 2 (第 4 条及び第 6 条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事長報酬等	月額 200,000円 賞与 夏期1ヶ月分、冬期2ヶ月分	無 し
監事報酬等	日額 30,000円	下表のとおり

別表 3 (第 5 条関係)

名 称	報 酬
退職慰労金	最終報酬月額×在任期間＝退職慰労金 ※ 在任期間は、1年単位とし、端数が生じた場合は切り捨てる。

別表 4 (第 7 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	日額 10,000円	実費相当

別表 5 (第 8 条関係)

名 称	報 酬	交通費
顧問報酬等	月額 30,000円	無 し
相談役報酬	月額 70,000円	無 し

交通費は、役員及び評議員の在住地により下表のとおりとする。

在 住 地	交通費
多可町、西脇市、加東市、加西市、丹波市	1,000円
※上記以外については、距離及び有料道路料金等に応じて、別に計算する。 (例) 神戸市中央区在住で有料道路利用の場合 (往復距離×20円) + 往復有料道路料金 (100円単位切り上げとする)	